

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例（平成19年周南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

オ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、次に掲げる事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第2条第1項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として規則で定める土地の区域

（ア） 土地利用の動向

（イ） 浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間

(ウ) 過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の  
状況

カ アからオまでに掲げる区域のほか、政令第8条第1項第2号ロからニまでに  
掲げる土地の区域

第7条中「政令第8条第1項第2号ロからニまで」を「第4条第1項第1号」に改  
め、「以外の土地の区域」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域等)</p> <p>第4条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域(規則で定めるものを除く。)内で10,000平方メートル未満とする。</p> <p>(1) <u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域(他の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為に係る行為を行うことができる土地の区域を除く。)</u>以外の土地の区域</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域等)</p> <p>第4条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域(規則で定めるものを除く。)内で10,000平方メートル未満とする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる区域(他の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為に係る行為を行うことができる土地の区域を除く。)</u>以外の土地の区域</p> <p><u>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の災害危険区域</u></p> <p><u>イ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域</u></p> <p><u>ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p><u>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域</u></p> <p><u>オ 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、次に掲げる事項を勘案して、洪水、雨水出水(同法第2条第1項の雨水出水をいう。)又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として規則で定</u></p>

現行	改正案
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの建築物の新築等)</p> <p>第7条 政令第36条第1項第3号ハに規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>（他の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為に係る行為を行うことができる土地の区域を除く。）<u>以外</u>の土地の区域において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p><u>める土地の区域</u></p> <p><u>(ア) 土地利用の動向</u></p> <p><u>(イ) 浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間</u></p> <p><u>(ウ) 過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況</u></p> <p><u>カ アからオまでに掲げる区域のほか、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの建築物の新築等)</p> <p>第7条 政令第36条第1項第3号ハに規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、<u>第4条第1項第1号</u>に掲げる土地の区域（他の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為に係る行為を行うことができる土地の区域を除く。）において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>